

(仮称) 中央区こども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)
第5章 (子ども・子育て支援事業計画) について

1 概要

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（以下「各事業」という。）の「量の見込み（需要見込み）」及び「提供体制の確保の内容（確保方策）」を定める市町村子ども・子育て支援事業計画を5年を1期として策定することが義務付けられている。

令和7年度から次の5年間の各事業の量の見込みと確保方策について、(仮称) 中央区こども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画) に定めるものとする。

2 期間

令和7年度から令和11年度まで

3 (仮称) 中央区こども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画) において量の見込みと確保方策を定める事業

1 幼児期の教育・保育施設

- ・ 保育所等
- ・ 幼稚園等

2 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援に関する事業 (利用者支援)
- (2) 時間外保育事業 (延長保育事業)
- (3) ①放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)
②放課後子ども教室 (子どもの居場所「プレディ」)
- (4) 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)
- (5) 幼稚園預かり保育
- (6) 一時預かり保育・子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導)
- (8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (9) 地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン「あかちゃん天国」)
- (10) 病児保育事業 (病児・病児保育事業)
- (11) 妊婦健康診査
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 子育て世帯訪問支援事業
- (14) 児童育成支援拠点事業
- (15) 親子関係形成支援事業

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴い追加する事業

- ・ 妊婦等包括相談支援事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ こども誰でも通園制度